

# 宗像市消費生活センター 事業概要

(令和4年度版)



宗像市消費生活センター

# 目 次

1	宗像市消費生活センターの概要	1
2	令和4年度事業の概要	2
3	消費生活相談	
	(1) 相談受付件数の推移	3
	(2) 商品・役務（サービス）別状況	5
	(3) 年代別相談内容	6
	(4) 購入形態別相談内容	9
	(5) 相談処理結果	12
	(6) 苦情金額と救済金額	13
	(7) 相談窓口利用状況	14
	(8) 地域別受付状況	15
4	消費者啓発	
	(1) 暮らしの知恵増講座事業報告	16
	(2) なるほど！知っ得講座	16
	(3) 出前講座	17
	(4) 市広報紙による情報提供	18
	(5) コミュニティ紙への情報提供	21
	(6) 福岡県ホットな消費者ニュースに掲載	22
5	関係団体	
	(1) 宗像市消費者交流会	23
	(2) 特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像	24
6	資料	
	(1) 宗像市消費生活センター条例	25
	(2) 宗像市消費生活センター条例施行規則	26



# 1 宗像市消費生活センターの概要

名 称 宗像市消費生活センター

所在地 〒811-4183 宗像市土穴三丁目1番45号

TEL 0940-33-5454 FAX 0940-33-5469

沿革 昭和57年2月 宗像市消費生活相談所設立  
窓口（月・水・金 AM10:00～PM3:00）  
平成元年4月 窓口 平日（月～金）常設とする。  
消費者啓発推進のため、コンシューマー・カレッジ開講  
平成3年4月 受付時間の延長と相談体制の充実  
窓口 平日（月～金）AM9:00～PM5:00  
平成4年9月 宗像市消費者センターに名称変更  
平成9年4月 受付時間の延長と相談体制の充実  
窓口 平日（月～金）AM8:30～PM5:00  
平成18年4月 消費者支援ネット宗像に相談業務を委託  
平成20年4月 「特定非営利活動法人 消費者支援ネット宗像」に相談業務委託  
現住所に消費者センター移設（旧住所：宗像市須恵1-4-1）  
平成22年4月 宗像市消費生活センターに名称変更  
平成24年4月 受付時間の延長と相談体制の充実  
電話相談 第2・第4土曜日 AM8:30～PM5:00  
平成27年4月 機構改革に伴い産業振興部から総務部へ所管変更  
平成30年3月 第2・第4土曜日 電話相談休止

機 構 総務部 ----- 総務課・消費生活センター

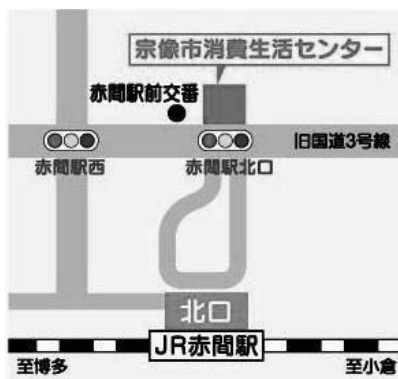
組 織 宗像市消費生活センター ---- 所長・所長補佐・消費生活相談員5人

施 設 鉄骨造2階建て

敷地面積 146.37 m<sup>2</sup> 建築面積 64.11 m<sup>2</sup> 床面積 128.22 m<sup>2</sup>

1階 カウンター 事務室 相談室(2) トイレ

2階 会議室(収容24名) 和室会議室(収容6名) 湯沸室 倉庫



## 2 令和4年度事業の概要

令和4年度に市消費生活センター（以下、センター）に寄せられた相談件数は、1,091件でした。前年度（1,112件）より若干減少したものの、手口は複雑・巧妙化しています。件数のうち、苦情が94パーセント、問合せ・要望が6パーセントでした。

### 目立つフィッシングメール

昨年度に引き続き今年度もトップとなった商品一般では、個人情報等を盗み取ることを目的としたフィッシングメールの相談が目立ちました。宅配業者を騙った「不在通知」や、実在する企業を騙り「不正ログインのお知らせ」、国税庁を騙った「税金の未納のお知らせ」等のメールが送り付けられ、IDやパスワード、クレジットカード情報等を盗み取るというものです。これによる不正利用の相談も寄せられました。

### 増加する点検商法

昨年度と比較して増加が目立ったものが、点検商法です。訪問販売のうち、点検とって突然訪問し、「このままでは危険です」などと言って、屋根工事や排水管清掃、床下工事など契約させ、高額請求するものです。

### 多岐にわたる相談内容

通信販売では、特に定期購入に関する相談が多く寄せられました。「初回〇〇円」「縛りなし」との広告をみて購入した化粧品や健康食品が、解約の連絡をしなければ自動的に2回目の商品が送られてくる契約だった、また解約には様々な条件が必要だったなどといったものです。

ネットで知り合った人から、儲け話を紹介され、登録した副業サイトに費用を支払ったものの儲からない、という副業に関する相談も複数寄せられました。また、光回線サービスの乗り換えに関する相談も多数寄せられました。

巧妙な手口や解決困難な事例に対しては、センターで月2回開催している法律相談を利用し、相談員と弁護士の連携のもと解決を図りました。

### 広がる啓発活動

センターでは、被害を未然に防止するために毎月、市の広報紙や地域のコミュニティ紙に情報を掲載、さらに令和3年度に刷新したホームページと併せて、メールマガジン（知恵増お守りメール）やラインで最新情報を配信するなどの情報提供に努めました。また市民が健全な消費生活が送れるよう消費者講座『くらしの知恵増講座』を開催し、51名の参加がありました。

地域福祉会、大学等からの出前講座の依頼は今年度12回でした。そのうち8回は、福岡教育大学の480人の学生（2年生）を対象に、消費生活に関する授業をオンラインで行いました。学生への啓発・授業は、将来子どもたちへの教育につながるものと期待できます。

市役所との「市消費生活連携会議」では、相談事例をもとに情報交換を行いました。今後も緊密に連携を図っていきます。

消費生活相談	苦情相談件数 1,023件 問合せ・要望件数 68件	計 1,091件
消費者啓発	主催講座「くらしの知恵増講座」（デジタル遺品の適切な処理） 1回（51人） 「なるほど！知っ得講座」（初めてのスマートフォン体験教室） 1回（10人） 出前講座 12回	受講者総数 560人
情報提供	むなかたタウンプレス（12回）、コミュニティ紙（12回）、県ホットな消費者ニュース（2回）ホームページ（毎月更新）メールマガジン（毎月・緊急時）	

### 3 消費生活相談

#### (1) 相談受付件数の推移

相談受付件数は、前年度より 21 件 (4%) 減の 1,091 件となりました。相談が多かった商品とサービスは表 2 のとおりです。

表 1 苦情 問合せ・要望 受付件数推移 (5年間)

区分	平成 30 年度		令和元年		令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)	受付 件数	構成比 (%)
苦情	1,010	91.8	1,046	92.3	1,052	90.9	1,042	93.7	1,023	93.8
問合せ・要望	90	8.2	87	7.7	105	9.1	70	6.3	68	6.2
計	1,100	100	1,133	100	1,157	100	1,112	100	1,091	100

(構成比% : 小数点第 2 位を四捨五入)

図 1 (表 1 関連グラフ)

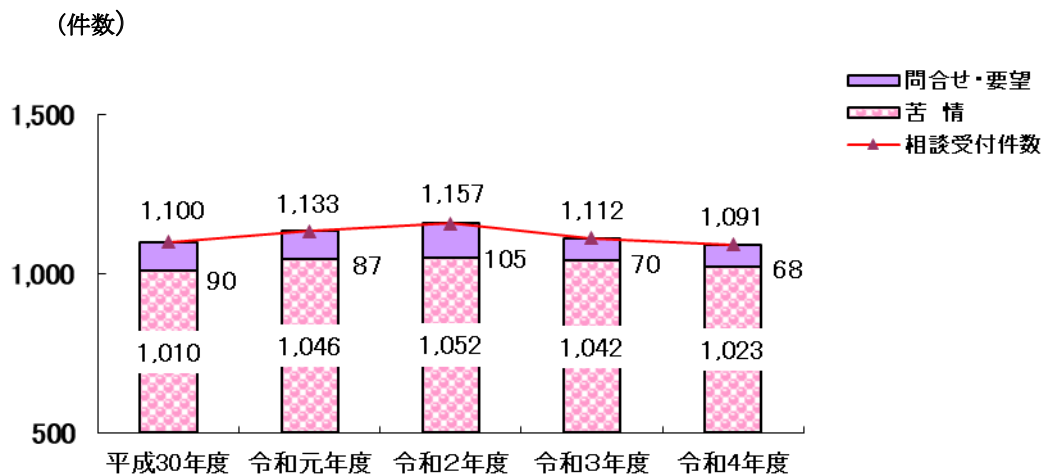


表 2 相談が多かった商品とサービス (上位 5 項目)

順位	件数	商品・サービス
1	158	商品一般
2	83	化粧品
3	47	工事・建築
4	31	インターネット接続回線/フリーローン・サラ金
5	27	健康食品

## 1位 商品一般 (158件)

『商品一般』とは、商品が特定できない相談内容です。令和4年度も昨年度に引き続きフィッシングメールの相談が多く寄せられ、65件がフィッシングの相談でした。宅配業者を騙った「不在通知」や実在する企業を騙った「不正ログインのお知らせ」、国税庁を騙った「税金の未納のお知らせ」といった偽メールを送り、IDやパスワード、クレジットカード情報などを盗み取るという手口です。それらの情報を悪用され、不正利用されたという相談も複数ありました。

## 2位 化粧品 (83件)

ここ数年多く相談が寄せられている『定期購入』に関する相談です。定期購入との記載をよく確認せず契約してしまったといった相談も依然として多く見受けられました。また一方で「縛りなし」「いつでも解約可能」など画面上に大きく表示され、注文後2回目を解約するために規定された期間に連絡したが電話が繋がらないといった相談や、定期購入を解約するためには高額な事務手数料が必要といった相談もありました。

## 3位 工事・建築 (47件)

高齢者のみならず様々な年代から点検商法による相談が目立ちました。また訪問販売で契約したがクーリング・オフしたいといった相談や、塗装が剥げはじめ10年保証がついていたので業者に連絡したが連絡がつかないといった相談がありました。家族に相談せず高額な契約をした高齢者の家族からの相談もありました。

## 4位 インターネット接続回線／フリーローン・サラ金 (31件)

昨年に引き続きインターネット接続回線の相談のうち約9割を占めたのが光回線の相談でした。現在契約中の通信事業者と勘違いさせるようなセールストークにより勧誘を承諾したところ、契約先が変更になっていたという相談以外にも接続工事が遅延しネットが繋がらないといった相談も寄せられました。フリーローン・サラ金の相談ではキャッシングやカードローンなどの返済が困難になっているといった相談や、既に支払い済みや時効になっている可能性がある借金の督促が届いたという相談もありました。

## 5位 健康食品 (27件)

化粧品の相談と同じく『定期購入』に関する相談です。「テレビショッピングで拡大鏡を購入した際にサプリの勧誘を受けそれが定期購入になっていた」といった相談のように、ネットでの契約ではなく新聞広告やテレビをきっかけにした通信販売での相談も目立ちました。また解約しようと電話をした際にガイダンスの操作方法がわからないといった相談や、頼んだ健康食品の代金の支払いを忘れ、弁護士事務所から督促が届いているといった相談もありました。

## (2) 商品・役務（サービス）別状況

『商品一般』158件のうち、65件がフィッシング詐欺の相談でした。『保健衛生品』104件のうち83件が化粧品の相談、『教養娯楽品』98件のうち、17件が新聞の相談でした。『金融・保険サービス』83件のうち、フリーローン・サラ金の相談が31件、『保健・福祉サービス』65件のうち、14件がエステサービスに関する相談でした。

表3 商品・役務別相談受付件数（上位5項目）

（単位：件）

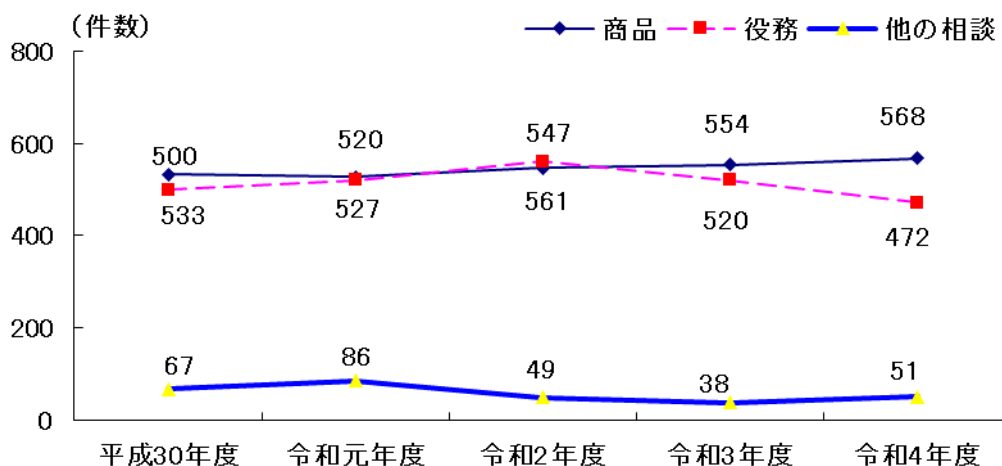
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	運輸・通信サービス 229	運輸・通信サービス 194	運輸・通信サービス 224	商品一般 153	商品一般 158
2	商品一般 178	商品一般 148	商品一般 120	教養娯楽品 111	保健衛生品 104
3	教養娯楽品 78	教養娯楽品 100	食料品 101	運輸・通信サービス 109	教養娯楽品 98
4	金融・保険サービス 76	食料品 84	教養娯楽品 100	教養・娯楽サービス 79	金融・保険サービス 83
5	住居品 62	金融・保険サービス 83	金融・保険サービス 保健衛生品 68	食料品 66	保健・福祉サービス 65

表4 商品・役務別相談受付件数の推移（5年間）

（単位：件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
商品	533	527	547	554	568
役務	500	520	561	520	472
他の相談	67	86	49	38	51
合計	1,100	1,133	1,157	1,112	1,091

図2（表4 関連グラフ）





### (3) 年代別相談内容

30代以降全ての年代でランキングにあがってきている商品一般の相談の多くはフィッシングメールに関する相談でした。多くの年代で上位を占めた化粧品の相談は定期購入トラブルの相談でした。また20代から50代ではフリーローン・サラ金の相談、40代以降では工事・建築の相談が多く寄せられました。

表5 契約者・年代別相談内容 (商品・役務別 上位5項目) (単位:件)

年代	件数	1位	2位	3位	4位	5位
20歳未満	21	インターネットゲーム(3)	化粧品(2)	健康食品/電気/不動産賃借/エステ 他(1)		
20歳代	74	エステティックサービス(9)	内職・副業/教室・講座(6)	フリーローン・サラ金(5)	電気(3)	椅子類/モバイルデータ通信/アダルト情報/異性交流関連サービス(2)
30歳代	77	不動産賃借(6)	商品一般/インターネット接続回線(5)		化粧品/フリーローン・サラ金/モバイルデータ通信(4)	
40歳代	110	商品一般(11)	工事・建築(7)	化粧品/修理サービス/フリーローン・サラ金(6)		
50歳代	172	商品一般(29)	化粧品(22)	工事・建築/健康食品(9)		フリーローン・サラ金/教室・講座(5)
60歳代	180	化粧品(20)	商品一般(19)	工事・建築/インターネット接続回線(12)		社会保険/修理サービス/健康食品(5)
70歳代	278	商品一般(54)	化粧品(22)	工事・建築(13)	老人ホーム(9)	インターネット接続回線(8)
80歳以上	137	商品一般(29)	新聞(8)	工事・建築/修理サービス(5)		駆除サービス(4)

表6 契約者・年代別 受付件数推移(5年間) (単位:件)

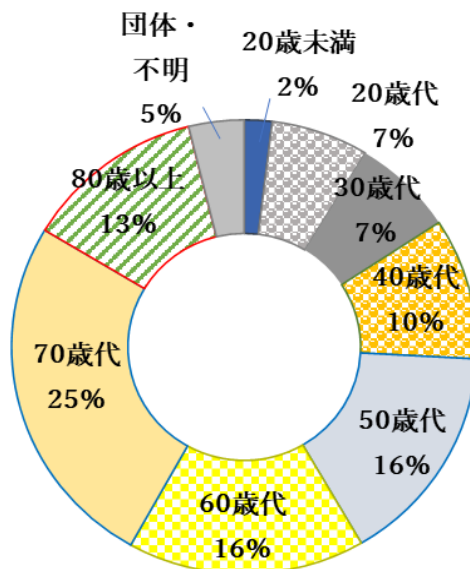
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
20歳未満	21	29	35	23	21
20歳代	68	75	85	85	74
30歳代	106	98	118	94	77
40歳代	123	134	132	130	110
50歳代	136	158	140	133	172
60歳代	241	213	191	189	180
70歳代	236	231	256	248	278
80歳以上	145	163	143	154	137
団体・不明	24	32	57	55	42
計	1,100	1,133	1,157	1,112	1,091

## ☆ 契約者の年代別割合

前頁の契約者・年代別受付件数を割合で示すと、図3のグラフになります。

60歳以上の相談が全体の55%（595件）で、前年度より2ポイント増加したのに対し、40歳代は2ポイント減少しました。

図3（表6関連グラフ）



## ☆ 年代別相談の特徴

### ◆20歳未満（21件） インターネットゲーム、化粧品など

未成年者の相談は昨年より2件減り21件でした。一番多く寄せられた相談はインターネットゲームの相談でした。その多くが「クレジットカード会社から高額な請求が届いた」と驚いた親からの相談です。子供に確認してもらったところ、インターネットゲームで課金をしていたというもので、中には114万円を課金していた相談もありました。また化粧品に関する相談では「スマホで1回限り980円の除毛クリームを注文したら、2回目の商品が届き確認すると商品が3本と12000円の請求書が入っている。業者に連絡すると定期コースになっていると言われたが解約したい」という相談で、未成年者取消を依頼しました。成人年齢引き下げにより未成年取消ができなかったという相談はエステ・成人式の着物、副業サイトで3件ありました。

### ◆20歳代（74件）・30歳代（77件） エステサービス、内職・副業、不動産貸借など

20歳代で一番多かったエステサービスの相談では中途解約の相談が多く寄せられました。脱毛エステの予約が取れなくなったので解約をしたいが連絡がつかないといった相談や、解約料の金額に納得できないといった相談もありました。内職・副業の相談では「ネットで知り合った人から勧められ情報商材の契約をしたが解約したい」「ネットの広告を見て副業に興味を持ち、高額なサポートプランを契約したが儲からないので解約したい」といった怪しい副業に関する相談が多く寄せられました。30代での不動産貸借の相談では請求された退去費用が高額で納得できないといった相談や、設備の修理を依頼しているがなかなか対応してもらえないといった相談でした。

◆ 40 歳代（110 件）・50 歳代（172 件）商品一般、化粧品、工事・建築など

40 歳代、50 歳代共に非常に多かったのは商品一般の相談 40 件のうち 18 件はフィッシングメールの相談で、「宅配業者から『不在通知』というメールが届き手続きをしたらクレジットカードの明細に使った覚えのない請求が上がっている」といった相談でした。次に多かった化粧品の相談は「初回はお試しだと思って注文したが、定期購入になっていた」といった定期購入のトラブルです。工事・建築の相談では、点検商法に関する相談のほか、施工不良があり工事の仕上がりに納得ができないといった相談や、10 年保証がついていたので業者に連絡するが繋がらないといった相談などがありました。また「消費者金融から借金があるが返せない」といった多重債務の相談や、既に支払い済みや時効になっている可能性がある借金の督促が届いたという相談もありました。

◆ 60 歳代（180 件）・70 歳代（278 件）商品一般、化粧品、工事・建築など

60、70 歳代の商品一般の相談 73 件のうち 28 件はフィッシングメールの相談で、配送業者による不在通知以外にも、国税庁から「未払い料金のお知らせ」が届いたなどといった相談が寄せられました。化粧品に関する相談では「SNS の広告からいつでも解約可能な定期購入で商品を購入し、解約の連絡をするが電話がガイダンスになっていてオペレーターと話したいのにつながらない」といった相談がありました。また住宅補修の相談も多く、「近所で工事している業者が訪問してきて屋根の補修が必要といわれ契約した」という点検商法の相談や、屋根工事を契約し数か月工事開始を待てば安くなるというので待っているが一向に工事が始まらない」といった相談もありました。60 歳代では「『介護保険の還付金がある。口座番号を教えてください。近くの ATM に行くように』という詐欺の電話がかかってきた」という還付金詐欺に関する相談、70 歳代では老人ホームの入居権を譲ってほしいという劇場型詐欺に関する相談がありました。

◆ 80 歳以上（137 件）新聞、住宅補修、駆除サービスなど

この年代で目立ったのは新聞の購読契約に関する相談で「新聞が 2 紙入るので新聞販売店に苦情を言うと契約があるといわれた。2 つの契約が重なってしまっているので解約したい」といった先付契約で契約期間等がわからなくなりトラブルになっている相談や、「新聞を読んでいたのは亡くなった夫で、私は新聞を読まない。捨てるのも大変なのでやめたい」といった相談もありました。またこの年代は住宅修理のトラブルに関する相談や、駆除サービスに関する相談も多く、近所に工事に来ている業者が「『瓦など壊れている部分があるか無料で点検する』と来訪してきた」といった点検商法での契約トラブルや、「実家が以前シロアリ駆除してもらったことがあるが、今後契約する際には家族にも連絡が欲しいと伝えていたのに、業者から連絡がないまま契約。契約書も領収書もない」といった高齢者が家族に相談せずに契約してしまったという相談もありました。

#### (4) 購入形態別相談内容

購入形態別相談内容とは、どのような販売方法で契約をしたかを表していますが、表 7 で分かるように今年度も通信販売による相談が 412 件で全体の 4 割近くになっています。

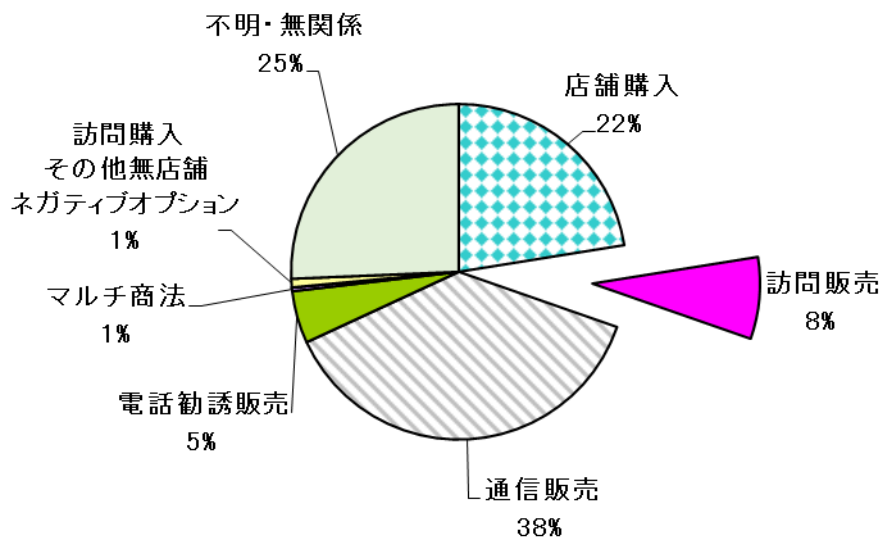
表 7 購入形態別相談受付件数推移

(単位：件)

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
店舗購入	311	258	309	251	245
訪問販売	92	103	84	111	86
通信販売	361	328	423	427	412
電話勧誘販売	35	50	32	62	55
マルチ商法	7	7	10	11	4
その他無店舗	5	0	2	1	0
ネガティブ・オプション	1	0	2	0	0
訪問購入	8	6	2	14	9
不明・無関係	280	381	293	235	280
計	1,100	1,133	1,157	1,112	1,091

- \* ネガティブ・オプションとは、一方的に消費者に商品を送りつけ、代金を請求する手口です。
- \* 訪問購入とは、訪問した業者が、消費者から商品（貴金属など）を購入する形態です。

図 4 (表 7 関連グラフ) 購入形態別相談受付件数割合

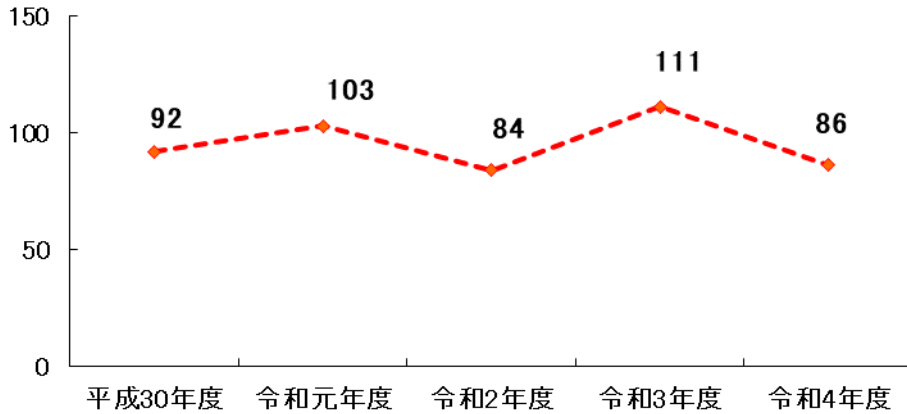


① 訪問販売について

購入形態別相談の訪問販売は、前年度より 25 件減少し 86 件となりました。

過去 5 年間の推移は、図 5 のとおりです。

図 5 (表 7 関連グラフ) 訪問販売による相談件数の推移 (5 年間)



訪問販売には、次のような商法があります

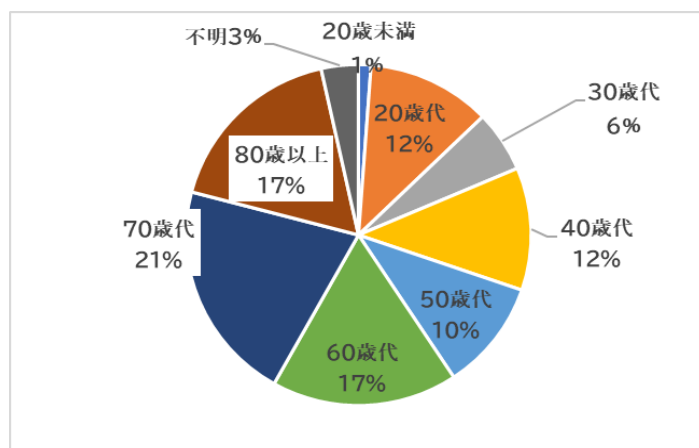
- ★家庭訪問販売・・・販売業者が消費者宅を訪問し、商品やサービスを契約させる販売方法
- ★点検商法・・・家庭訪問販売のうち、「点検」と言って突然訪問し、「このままでは危険」などと言って屋根工事や排水管清掃、床下工事などを契約させる商法
- ★キャッチセールス・・・街頭で「アンケート調査」などと言って消費者を呼び止め、喫茶店や営業所、店舗などに連れ込み商品やサービスを契約させる商法
- ★アポイントメントセールス・・・販売意図を隠して、または他の人に比べて著しく有利な条件で契約すると言って電話等で消費者を喫茶店などに呼び出し契約させる商法
- ★S F (催眠) 商法・・・閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に高価な商品を契約させる商法 (健康講座商法など)

令和 4 年度の訪問販売による契約の内訳は表 8 の通りです。年代別割合では 60 歳代以上からの相談が全体の 55% を占めました。(図 6 参照)

表 8

新聞	14
屋根工事	9
電気/蓄電池/塗装工事	5
修理サービス	4
電気温水器/太陽光/Wi-Fi	3
その他	35

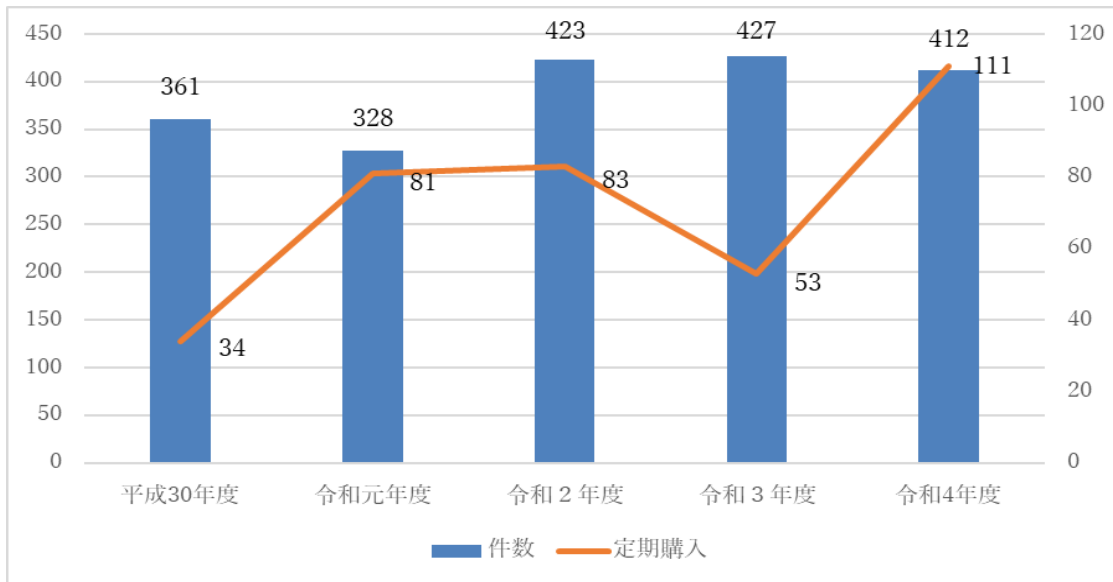
図 6 訪問販売 年代別割合



## ② 通信販売について

令和4年度の通信販売の相談は前年度より15件減って412件でしたが、このうち定期購入トラブルの相談は111件と昨年から倍増しました。契約条件等の記載はあるものの非常にわかりにくいものや、クーポン利用により自動的に定期コースへ移行する手口も見受けられました。定期購入についてより強い規制が設けられることになった改正特定商法取引法が令和4年6月1日より施行となりましたが、今後も注視していく必要があります。

図7 通信販売件数及び定期購入相談件数の推移（5年間）



### 令和4年度 通信販売に関するトラブル事例

通信販売の相談のうち、インターネット通販の相談が333件、それ以外（新聞広告やテレビショッピング等）の相談が79件でした。また詐欺サイトで購入してしまい商品が届かないといった相談が31件、アダルトサイトや出会い系サイト等でのトラブル20件、副業や儲け話等の契約をしたが儲からないといった相談が19件、ウイルスソフトの相談が13件でした。通信販売に関してはどの年代でも利用しており、トラブルにあらう可能性があるため今後も啓発が重要だと思われま

図8 商品未着に関する相談件数

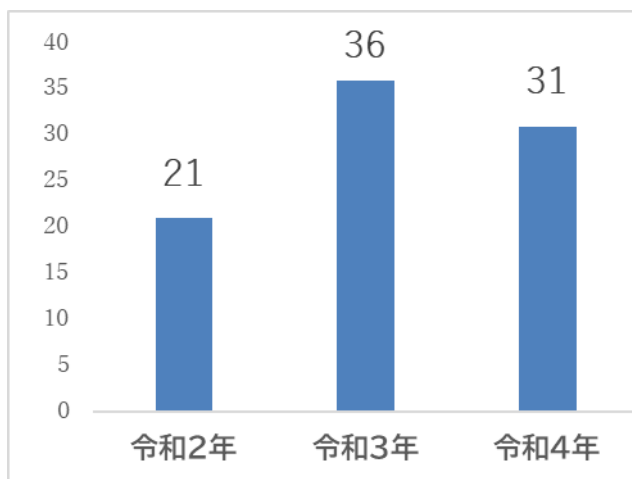
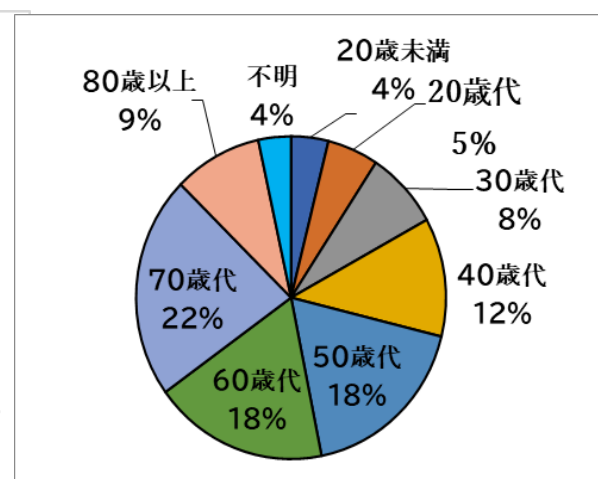


図9 通信販売 年代別割合



## (5) 相談処理結果

表9の相談処理内容によると、センターがトラブルの対処方法を助言した「助言（自主交渉）」が675件（62%）でした。クーリング・オフによる契約解除は、これに含まれます。

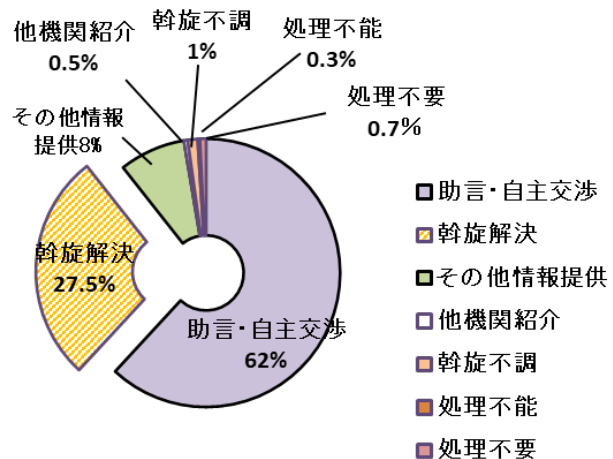
次いでセンターが直接、消費者と事業者との間に入って交渉し解決できた「斡旋解決」は300件（27.5%）でした。

また「処理不能」とは、業者の連絡先が分からず交渉ができない場合などです。「処理不要」とは、相談者からの情報提供のみで、センターの斡旋を希望しない場合などです。

表9 相談処理内容（単位：件）

助言（自主交渉）	675
斡旋解決	300
その他情報提供	87
他機関紹介	5
斡旋不調	13
処理不能	3
処理不要	8
計	1,091

図10（表9関連グラフ）

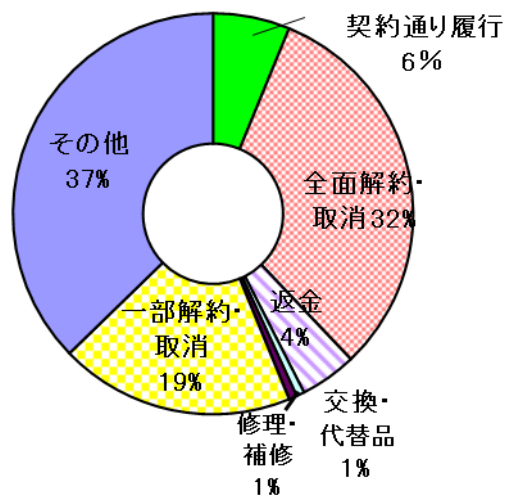


斡旋解決の内容は表10のとおりです。センターの斡旋や助言（自主交渉）によって契約解除できた「全面解約・取消」が一番多く、次は「一部解約・取消」となっています。この「一部解約・取消」とは、当初の契約の一部が解約となり一部は当初の契約通りとなった場合などです。「契約通り履行」とは、業者が約束した契約を守らなかった時に、センターが斡旋して契約通り履行させた場合をいいます。「その他」の項目は、契約に限らない問題などで、センターの斡旋によって業者が対応した場合などです。

表10 斡旋解決（300件）の内容  
（単位：件）

契約通り履行	19
全面解約・取消	97
返金	14
交換・代替品	2
修理・補修	2
損害賠償・治療費	0
解決・見舞金	0
一部解約・取消	58
その他	114
計	306

図11（表10関連グラフ）



\*解決内容は、複数選択できます

## (6) 苦情金額と救済金額

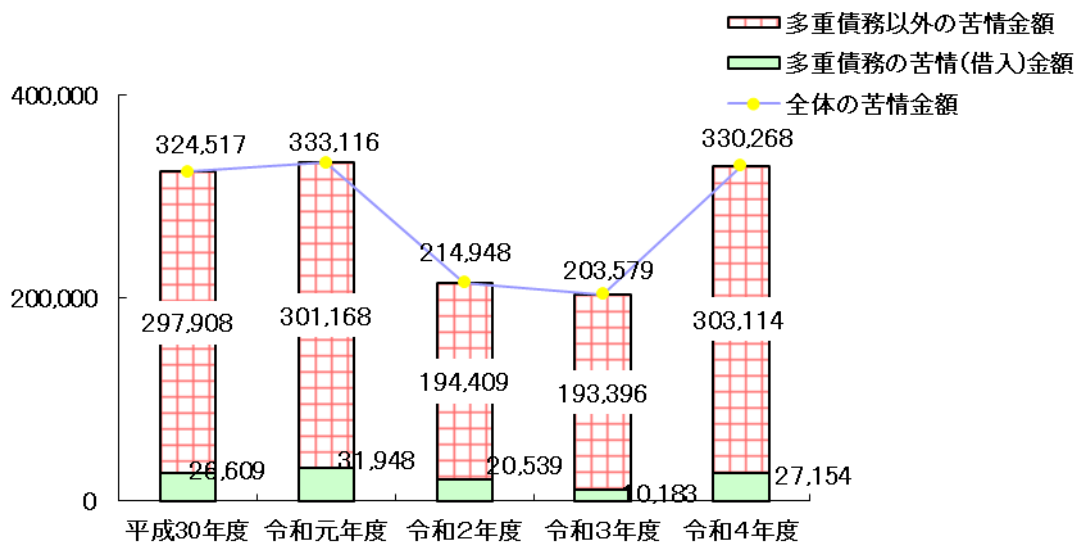
### ☆ 苦情金額

センターに寄せられた相談の苦情金額は、3億3,026万8千円ですが、その内8%にあたる2,715万4千円が、多重債務の借入金額です。

表 11 苦情金額に占める多重債務の苦情（借入）金額の推移 (単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
多重債務の苦情（借入）金額	26,609	31,948	20,539	10,183	27,154
多重債務以外の苦情金額	297,908	301,168	194,409	193,396	303,114
全体の苦情金額	324,517	333,116	214,948	203,579	330,268

図 12 (表 11 関連グラフ)



### ☆ 救済金額

救済金額とは、センターが直接斡旋した場合及び、相談者に自主交渉の仕方などを助言した結果、救済できた金額(クーリング・オフによる解約含む)です。全体の苦情金額のうち、多重債務については救済金額が把握できません。救済金額の5,226万円は多重債務を除いた3億311万円の17.2%となっています。

表 12 多重債務以外の救済金額と苦情金額 (5年間) (単位：千円)

区 分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
救済金額	31,192	75,584	27,921	34,154	52,269
苦情金額	297,908	301,168	194,409	193,396	303,114
救済割合 (%)	10.4	25.1	14.4	17.6	17.2



## (7) 相談窓口利用状況

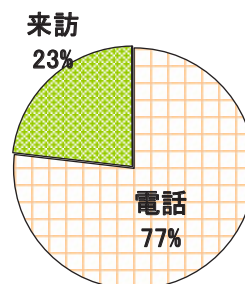
相談方法では電話による相談が全体の 77%と来訪を大きく上回りました。相談者性別では女性からの相談 (57%)、職業別では給与生活者からの相談 (34%) が多く寄せられました。

### ☆ 相談方法

表 13

相談方法	相談件数	割合 (%)
電話	789	77
来訪	302	23
文書	0	0
計	1,091	100

図 13 (表 13 関連グラフ)

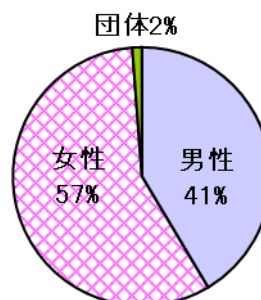


### ☆ 相談者性別

表 14

相談者性別	相談件数	割合 (%)
男性	452	41
女性	626	57
団体	13	2
不明	0	0
計	1,091	100

図 14 (表 14 関連グラフ)

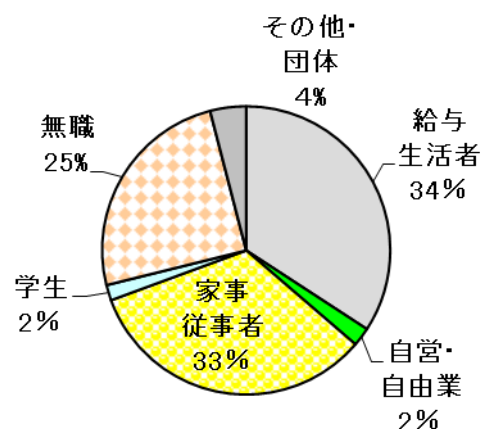


### ☆ 相談者職業別

表 15

相談者職業	相談件数	割合 (%)
給与生活者	373	34
自営・自由業	23	2
家事従事者	361	33
学生	19	2
無職	271	25
団体・不明	44	4
計	1,091	100

図 15 (表 15 関連グラフ)

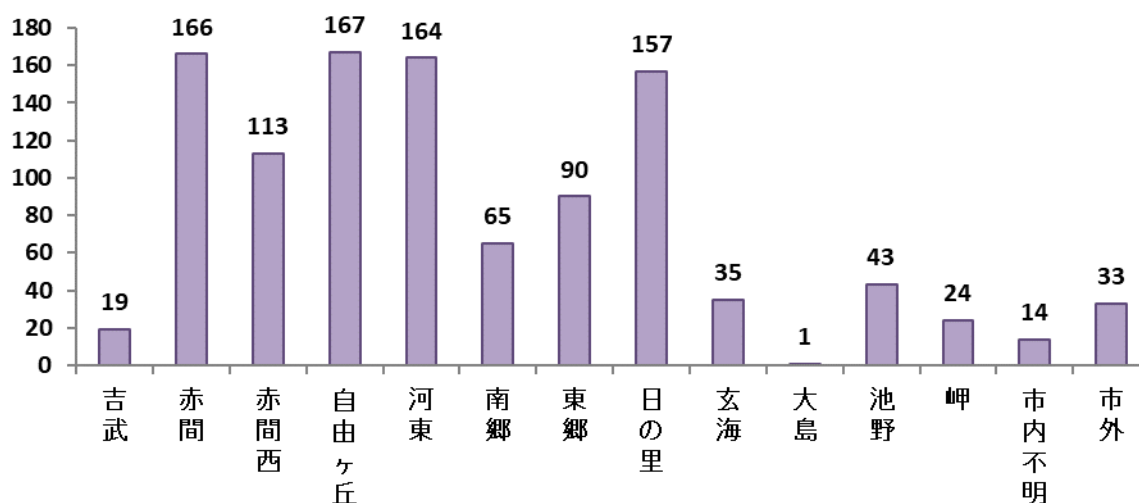


## (8) 地域別受付状況

表 16 地域別受付件数

地域	吉武	赤間	赤間西	自由ヶ丘	河東	南郷	東郷	日の里	玄海	大島	池野	岬	市内不明	市外	合計
件数	19	166	113	167	164	65	90	157	35	1	43	24	14	33	1,091

図 16 (表 16 関連グラフ)



### ☆ 宗像市外の地域別相談受付件数

市外からの相談では市内に住む契約者のご家族等からの相談が含まれます。

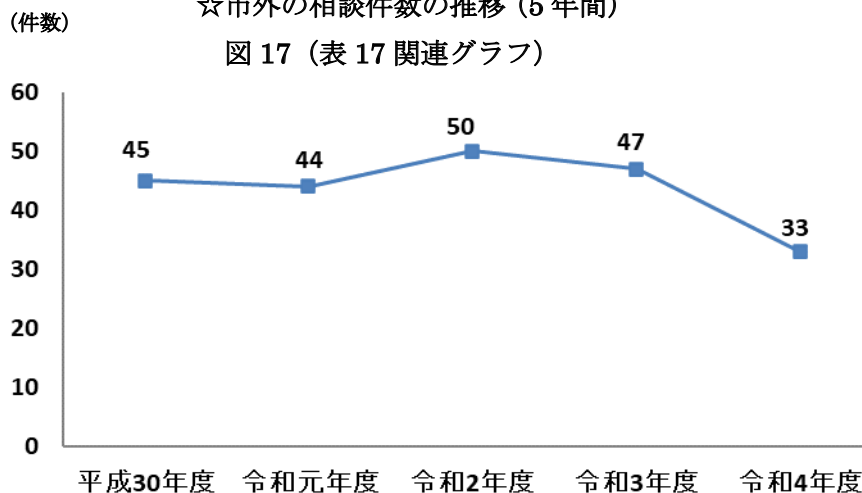
相談者・契約者共に市外居住者からの相談では、業者の所在地が市内であったり、市内で勤務されている方からの相談等がありました。また直接来訪された相談者も複数ありました。一番多かったのは隣接する福津市で市外相談件数の 30% (10 件) を占めました

表 17 相談者・地域別受付件数

地域	件数
福津市	10
遠賀郡	5
古賀市	2
その他	16
計	33

### ☆市外の相談件数の推移 (5年間)

図 17 (表 17 関連グラフ)



## 4 消費者啓発

### (1) 令和4年度 「くらしの知恵増講座」事業報告

開催日	テーマ	講師	参加人数
10月18日	スマホ、パソコンのデータはどうなる！？ デジタル遺品の適切な処理	向原 栄大朗先生 (福岡県弁護士会所属)	51人
			参加人数 51人

### (2) 令和4年度 なるほど！知っ得講座

開催日	テーマ	講師	参加人数
11月8日	「初めてのスマートフォン体験教室」	KDDI (株) 認定講師	10人
			参加人数 10人

### (3)令和4年度 出前講座

月日	講座名	団体名	場所	参加人数
7月4日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
7月4日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
7月8日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
7月8日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
11月28日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
11月28日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
11月28日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
12月1日	消費者力を磨こう	福岡教育大学2年	オンライン	60名
6月20日	訪問販売及び電話勧誘での物品販売に対する 対応と注意点について	城山区福祉会	城山区公民館	10名
9月22日	市内地域包括支援センター職員及びケアマネ対象 「高齢者の消費者トラブルの連携・事例・注意点」	宗像市高齢者支援課	市役所会議室 (オンライン講座)	30名
10月8日	悪徳商法に要注意 ～最近の手口と防止対策～	赤間区福祉会	赤間区福祉会	20名
2月21日	悪質商法にご注意 ～劇場型振り込め詐欺～	宗像市消費者交流会	赤間西コミセン	20名
参加人数				560人

#### (4) 令和4年度 市広報誌(むなかたタウンプレス)による情報提供

市広報誌「むなかたタウンプレス」の15日号“転ばぬ先の杖”のコーナーで悪質商法などの最新情報や対処法、消費生活の知識などを情報提供しました。

掲載月日	掲載内容
令和4年4月15日号	こんにちは、消費生活センターです
5月15日号	6月1日からインターネット通販のルールが変わります
6月15日号	トイレ修理で高額請求
7月15日号	事業概要報告
8月15日号	手口が巧妙なフィッシングメールに注意!
9月15日号	パソコンやスマホに表示されるニセの警告画面に注意!
10月15日号	火災保険が使えると誘う住宅修理トラブルに注意!
11月15日号	依然として続く劇場型詐欺の手口に注意!
12月15日号	年末の電話勧誘、送り付け商法に注意!
令和5年1月15日号	点検商法に注意!
2月15日号	賃貸契約のトラブルに注意!
3月15日号	引っ越しサービスのトラブルに注意!



#### クーリング・オフ



災害時の避難に不安を感じている人へ

災害時に地域で支え合うための  
避難行動要支援者名簿

へ登録しましょう

近年の豪雨や大地震では、自力での避難が困難な人(避難行動要支援者)が犠牲になるケースが増加しています(平成23年東日本大震災では全体の死者数のうち約6割)。このような犠牲を減らすためには、災害前の要支援者の把握と、災害発生時の迅速な避難支援などが重要です。

Q 避難行動要支援者名簿の目的は何?

普段から地域内での避難が困難な人を把握し、支援体制を作ることです

Q どのように登録したらいいの?

12月上旬に本年度の新規対象者(65歳以上世帯の人など)へ申請案内文書を送付します。登録希望者は案内を確認後、手続きをしてください

\*対象者に該当せず、案内文書が届かなかった人でも、自力での避難が難しい人(日中独居の人など)は登録可。下記まで問い合わせを

【すでに登録している人へ】\*下記の対象者は危機管理課に必ず連絡を

▶名簿に登録している内容(電話番号、緊急連絡先、地域支援者など)が変更になった人

▶名簿登録後に福祉施設、病院などへ入所入院している人

▶家族との同居で避難支援が不要になった人

【注意事項】

▶登録は強制ではありません

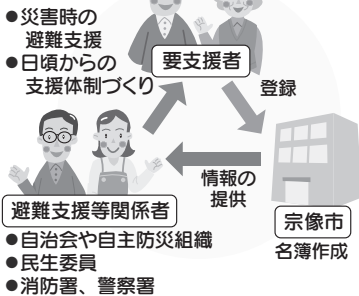
▶名簿に登録すれば、必ず避難支援を受けられるとは限りません

▶名簿は災害時の避難支援などの目的以外では使用しません

【申請締切日】

令和5年1月31日(火)

☎ 危機管理課 ☎ (36) 5050



11月は自治会加入促進月間  
そうだ、自治会に入ろう



市内で組織される143の自治会は、地域に住んでいる人たちが協力し合って豊かで住みよいまちづくりを目指す自治組織です。自治会の活動は、主に加入者からの会費で、自主的に運営されています。ぜひ自治会に加入してください。☎ コミュニティ協働推進課 ☎ (36) 5394

【自治会のいまは?】

自治会は、防災活動や見守り活動など「命と暮らしを守る活動」を目的の一つとして、地域だからこそできる役割を担っています。特に災害時など、いざというときには最も身近な地域の互助の力が必要です。全国の自治会では高齢者を守るために、災害時に声掛けをして一緒に避難し、難を逃れたという事例も少なくありません。\*ごみ集積所や防犯灯の管理など、活動の詳細は市☎(上記コード)で確認を

高齢化や核家族化が進み生活様式が変化中、地域で協力し合う自治会の役割はますます重要になっています。一方、市全体の自治会加入率は近年低下傾向にあります。現在、自治会では担い手不足や高齢化が自治会活動の大きな問題となっています。

【自治会のこれからの向けて】

令和2年度からは、地域の現状を知り、活動を見直ししながら、持続可能な自治会活動ができるよう、市とコミュニティ運営協議会が共催で研修会を行い、自治会長やコミュニティ役員と一緒に勉強しています。自治会を今後も継続させ、住みよいまちづくりをするためには、みなさんの協力が不可欠です。すでに自治会に入っている人も、今から加入を考えている人も、一度自治会について見つめなおしてみましょう。

【そうだ、自治会に入ろう】

自治会に加入するには、自治会長や役員などに連絡してください。連絡先が分からないときは、近所の人に聞か、コミュニティ協働推進課☎(36)5394まで問い合わせてください。

自治会の進化に向けて勉強中



転ばぬ先の杖

依然として続く劇場型詐欺の手に注意!!

【事例】住宅メーカーの社員を名乗って電話があり「市内に老人ホームが建設予定であなたは優先入所の対象です」と言われたが必要ないので断った。その後、老人ホームの業者から「契約は成立です。1千万円の入金ありがとうございます」と電話がかかってきた。契約も振り込みもしていないと伝えると「あなたが申し込んでいないのなら名義貸しに当たるため、詐欺になるので警察に連絡します」と言われたがどうしたらいいか。(70歳代女性)

【アドバイス】複数の人物が立場を変えて電話をかけてくる「劇場型詐欺」と呼ばれる手口です。「名義貸しは犯罪」「解決金が必要」「解決すれば返金」などセールストークも巧妙化しています。対応策は▶留守番電話機能を利用する▶かかってきた相手を確認し、必要な電話にだけ折り返す▶発信者の番号が表示される電話機を使用している場合は番号非通知や知らない番号からの電話には出ない、などで。[犯罪になる]「あとから返金する」などと言われても、安易にお金を払ったりせず、周囲の人や下記問い合わせ先に相談してください。

☎ 宗像市消費生活センター ☎ (33) 5454



本市ではふるさと寄附をしていただいた市外在住の方に、むなかた自慢の返礼品をお届けしています。年末に向けて、ふるさと寄附が増えるこの時期に、市外で暮らすご親戚やご友人へ宗像市のふるさと寄附をぜひお勧めください。いただいた寄附金は、教育・子育て環境の整備などに活用していきます。また、コロナ禍と物価高で苦しむ市内経済への応援にもなります。宗像の魅力発信し、活気ににぎわいを取り戻していくため、みなさんの気持ちと力を貸してください。

☎ (36) 0890  
☎ 秘書政策課秘書担当

むなかた自慢の返礼品を多くの方に届けたい!  
ふるさと寄附詳細はこちら▲



伊豆美沙子市長



(広告)

宗像・グローバルアワードで  
ローンの資格をGET!!  
東京ドローンアカデミー福岡校  
見学・体験 随時受付中!  
詳しくはWEBをご覧ください!

TEL 050-3177-4950 / FAX 050-3488-7711  
〒810-0042 福岡市中央区赤坂3-8-26 赤坂エッセル1109号

うちの子「結婚」しないのかしら?  
独身のお子様の結婚相談承ります  
お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。  
まずはお気軽に仲人にご相談下さい  
☎ 092-292-1056  
結婚相談所 ムスベル

市では、市広報紙、公式ホームページに掲載する有料広告を募集しています。詳細は、市☎で確認できます。  
☎ 秘書政策課広報報道担当 ☎ 0940(36) 1055  
広告申し込みはこちら

「衣食住」は人間生活の三大要素といわれますが、今回はその筆頭に掲げられている「衣」に注目し、布を織りなす機織りの歴史についてみていきたいと思います。

機織りの技術は弥生時代早期に稲作文化とともに中国や朝鮮半島から我が国に伝えられ発展し、織物は奈良時代以降、お米とともにお金の役割を兼ねた物品貨幣でした。宗像と機織りの関わりについて「日本書紀」に次のような記述があります。

「応神天皇から縫工女(機織り)技術者)を求め命を受けた使者は、古代中国呉の王から4人の縫工女を与えられ、彼女らとともに呉から筑紫に帰国したところ、胸形大神が縫工女を求めたため1人を献上した」。伝説的な記述ですが、支配的な立場のヤマト王権であっても胸形神の要望には応える必要があるということ、当時最新の機織り技術が宗像の地に及んでいたことを示唆しています。

この古代の機織りの技術を知る考古資料が宗像大社辺津宮に残されています。国宝金銅製高機と呼ばれ、ほぼ全ての部品がそろった

機織り具の精巧なひな形で、実際に布を織ることができま。高機とありますが、実際には地機とよばれる高機よりも一段階古い機織り具です。奈良から平安時代のこの種の機織り具は経糸(たていと)を足ひもで引く「足引き技法」の原型で、女神に奉納するにふさわしい壮麗な奉献品です。

今回は、この機織り具にまつわる怪奇現象、そして現代人が挑戦した機織り具の復元についてお話しします。(文化財職員 白木)

転ばぬ先の杖

賃貸契約のトラブルに注意!

賃貸マンション退去後「壁紙張替費用やクリーニング費用などで高額な請求をされている」といった原状回復費用をめぐるトラブル相談が多くなっています。

【契約時の注意点】 賃貸物件契約時の重要事項説明で、賃貸借契約書の内容や特約事項(清掃費などの負担)をしっかりと確認することが大切です。

【退去時の注意点】 貸主と一緒に室内の確認をしましょう。時間の経過で生じた自然損耗は貸主負担ですが、借り主の不注意などで壁紙を汚したり、破ったりした場合は借り主負担となります。原状回復の請求を受けた時は明細書もらい、よく確認した後に支払しましょう。

納得できない費用を請求された場合には、国土交通省「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(右記コード)を参考にしましょう。困ったときは消費生活センターへ相談を。

宗像市消費生活センター ☎(33) 5454



女神の機織り(上)

「衣食住」は人間生活の三大要素といわれますが、今回はその筆頭に掲げられている「衣」に注目し、布を織りなす機織りの歴史についてみていきたいと思います。



金銅製高機(宗像大社蔵)

とよかんへ 宗像市民図書館

### レファレンスって何?

レファレンスとは、利用者の「知りたいこと」「調べたいこと」について、図書館の職員が資料を見つけるお手伝いをするサービスです。「宗像の地名の由来を知りたい」「沖ノ島について書かれた本を読みたい」など、気軽に相談してください。

図書館課 ☎(34) 2263

【受付方法】▶ 窓口▶ レファレンス申込フォーム(右記コード)

【回答】▶ 1週間程度で回答

\* 質問の内容によって時間がかかる場合あり

\* 回答ができない質問もあり

(身上相談、調査研究の代行、クイズ、他)

レファレンス協同データベース

国立国会図書館が、全国の図書館などと協同で構築しているもので、全国のレファレンス事例を検索することができます

申込フォーム

3月31日(金)まで 戦没者の遺族に対する 第11回 特別弔慰金

第11回特別弔慰金の請求期限は、3月31日までです。

戦没者らの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)に「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人(戦没者らの妻や父母ら)がいない場合、次の①～④の先順位の遺族1人に支給。

①=令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②=戦没者らの子

③=戦没者らの ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

④=①～③以外の戦没者らの三親等内の親族(甥・姪ら)

● 支給内容=額面25万円、5年償還の記名国債

☑ 3月31日(金)

\* 詳細は下記コードで確認を

請求期限が迫っています

☎ 高齢者支援課 ☎(36) 9288

宗像の美味しいを伝えたい!

JR博多シティで2月14日まで開催していた「そのおいしい! 実は宗像」フェアでは、鮮度にこだわった「宗像漁協船上活けメサワラ」「宗像産博多あまおう」など宗像自慢の食材が大好評いただきました。

現在市内では、鍾崎天然とらふくフェア「むなかた地魚茶漬け祭り」を開催中。3月15日には「いちご祭り」がスタートします。地元宗像の美味しい食材を楽しみ、生産者・料理人にエールを送りましょう。

☎(36) 0890

宗像自慢の食材が並ぶ「そのおいしい! 実は宗像」フェア

☎ 秘書政策課秘書担当

0歳からの幼児教室

2023年 3・4・5歳児 入塾金 5000円

2023年 2・3月(土日)

トライアルレッスン 受付中

宗像・福津のお母さんに愛され28年

あそびを通して「学ぶ楽しさ」と「仲の良くなる」を喜びます。

成長が確実! 親子で楽しいレッスン

少人数制のレッスンで、自信と自立を育みます!

HappyBabyコース 幼児コース

英語コース 英語コース

小学生コース

0800-222-1984

宗像教室 宗像市東町3-4三栄ビル

うちの子「結婚」しないのかしら?

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談下さい

☎092-292-1056

結婚相談所 ムスベル

【おわびと訂正】 広報紙2月1日号11ページ子育てサロン「ゆるりんこ」の中で時間と場所に誤りがありました。おわびして訂正します。(正)▶ 時間=10:00~17:00▶ 住所=日の里地区の民家\* 詳細は申し込み時に伝えます ☎ ゆるりんこ(藤原) ☎090(9407)3432 園子ども育成課 ☎(36)1214

## (5) 令和4年度 コミュニティ紙への情報提供

掲載月	掲載内容
令和4年4月	消費生活センターをご存じですか？
5月	光回線乗り換えの勧誘電話に注意！
6月	令和4年6月1日よりインターネット通販のルールが変わります！
7月	～トイレ修理で高額請求～
8月	フィッシングメールにご注意！
9月	パソコンやスマホに表示される偽の警告画面にご注意！
10月	劇場型勧誘の新たな手口にご注意！！
11月	排水管の洗浄トラブルにご注意ください
12月	年末の電話勧誘のトラブルに注意！！
令和5年1月	点検商法にご注意ください
2月	～ネット通販の落とし穴～ 注文する前に契約内容をよく確認しましょう！！
3月	～電力会社の切り替えは慎重に～

### ☆ 掲載コミュニティ紙

吉武地区	(吉武しんたて)
赤間地区	(話・和・輪 ふれ愛通信)
赤間西地区	(きらめき赤間西)
河東地区	(ふれあい河東)
自由ヶ丘地区	(自由ヶ丘コミセンだより)
南郷地区	(もやい)
東郷地区	(東郷地区コミュニティだより)
日の里地区	(日の里)
玄海地区	(げんかいの風)
岬地区	(しおさい)
池野地区	(ゆがわ)
大島地区	(大島地区コミュニティだより)





## (6) 福岡県 ホットな消費者ニュースに掲載

令和4年5月号	通信販売のルールが変わります
11月号	巧妙化する劇場型勧誘の手口にご注意！



### ホットな消費者ニュース 2022年5月号

## 通信販売のルールが変わります

法律が改正され、令和4年6月1日よりインターネット通販においては最終確認画面で下記の条件の明確な表示が義務化されます。これらの表示がなく、誤認させる表示により申し込みをした場合、契約を取り消せる可能性があります。

### 【確認する3つのポイント】

①購入の回数

②2回目からの料金

③解約の方法

最終確認画面とは、インターネット通販において、その画面内に設けられている申込みボタン等をクリックすることにより契約の申込みが完了することとなる画面です。

### 【アドバイス】

- ①「〇ヶ月コース」「定期」「自動更新」「無期限」などの表示があれば2回目以降も届きます。届く商品の量や回数を確認しましょう。
  - ②「初回」価格と「2回目以降」の価格は違う場合があります。2回目以降の支払い価格や支払い総額を確認しましょう。
  - ③1回限りで解約出来るか、解約申し出期間に制限はないか、解約違約金など追加負担はないか確認しましょう。
- ◆通信販売にはクーリング・オフは適用されず、販売業者が定めた返品に関する特約に従うことになります。注文する前によく確認し、最終確認画面のスクリーンショットを残しておきましょう。



### ホットな消費者ニュース 2022年11月号

## 巧妙化する劇場型勧誘の手口にご注意！

### （相談事例）

住宅メーカーの社員を名乗って電話があり、「市内に老人ホームが建設予定で、あなたは優先入所の対象です」と言われたが不要なので断った。その後、老人ホームの業者から「契約は成立です。1千万円の入金ありがとうございます。」と電話がかかってきた。契約も振込もしていないと伝えると「あなたが申し込んでいないのなら名義貸しにあたり、詐欺になるから警察に連絡します。」と言われた。どうしたらいいか。（70代女性）

### （アドバイス）

- ◆実在する企業などを騙り、複数の人物が立場を変えて、電話をかけてくる「劇場型詐欺」と呼ばれる手口です。「名義貸しは犯罪」「解決金が必要」「解決すれば返金」などセールストークも巧妙化しています。一度電話に出ると切りにくくなり、話を聞き続けると様々な口実で金銭を要求されます。「犯罪になる」「あとから返金する」などと言われても、絶対にお金を払わないでください。
- ◆このような電話への対応には留守番電話機能を利用しましょう。かかってきた相手を確認して必要な電話にだけ折り返すというのも一つの方法です。また、発信者の番号が表示されるサービス対応の電話機を使用している場合には、番号非通知や知らない番号からの電話には出ないという方法で対応してみましよう。

## 5 関係団体

### 宗像市消費者交流会

代表者名	生見 紀美子
会員数	30名（令和4年4月1日現在）
対象者	宗像市民
会費	年額 2000円

### 活動内容

月	活動内容	場所	備考
11月	健康づくり ウォーキング・みかん狩り	宗像市用山 太陽園	
1月	おやつ作り 梅が枝もち作り	メイトムむなかた 調理室	
2月	相談事例会 悪質商法にご注意 ～劇場型振り込め詐欺～	赤間西コミセン	講師 宗像市消費生活センター相談員
2月	昼食交流会	グローバルアリーナ GAクラブ	



## 特定非営利活動法人消費者支援ネット宗像

代表者名	林 國昭
会員数	14名（令和5年4月1日現在）
対象者	法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

### 活動目的

宗像市及びその周辺住民に対して、消費生活相談や啓発講座を行うとともに、消費生活に関する情報の収集、提供を行い、消費生活の安定、向上に寄与すること。

### 活動内容

1. 消費生活相談に関する事業
2. 消費者教育・啓発並びに消費生活情報の提供に関する事業
3. 消費者団体、関係諸機関との連携に関する事業
4. 宗像市消費生活センターの運営業務委託契約に基づく受託事業

### 啓発講座・情報提供

令和4年6月・7月・9月・10月・ 11月・12月 令和5年2月	出前講座（高齢者対象4回、学生対象8回）
令和4年4月～令和5年3月	市広報紙(むなかたタウンプレス)掲載 転ばぬ先の杖(12回)
令和4年4月～令和5年3月	コミュニティ紙への情報提供（12回）
令和4年5月・令和4年11月	福岡県 ホットな消費者ニュース（2回）
令和5年6月	令和4年度事業概要作成

### 会員対象の研修講座

令和4年7月～令和5年3月	国民生活センター他研修講座（16回）
平成4年4月～令和5年3月	弁護士との事例勉強会（24回）

## 6 資料

### ○宗像市消費生活センター条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 124 号

(設置)

第 1 条 消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、消費者安全法(平成 21 年法律第 50 号)第 10 条第 2 項の規定に基づき、宗像市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)を設置する。

(平 16 条例 36・平 19 条例 42・平 21 条例 44・一部改正)

(名称及び位置)

第 2 条 消費生活センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宗像市消費生活センター	宗像市土穴三丁目

(平 19 条例 42・平 21 条例 44・一部改正)

(事務)

第 3 条 消費生活センターは、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
- (2) 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情処理のためのあつせんを行うこと。
- (3) 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
- (4) 県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。
- (5) 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(平 21 条例 44・全改・一部改正)

(職員)

第 4 条 消費生活センターに所長その他必要な職員を置く。

(平 21 条例 44・一部改正)

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 16 年 6 月 2 日から適用する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日条例第 42 号)

この条例中第 1 条の規定は平成 20 年 2 月 25 日から、第 2 条の規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日条例第 44 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宗像市消費者センター条例の規定は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

## ○宗像市消費生活センター条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日  
規則第 116 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市消費生活センター条例(平成 15 年宗像市条例第 124 号)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(開所時間等)

第 2 条 宗像市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の開所時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

2 消費生活センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、開所時間及び休所日を変更することができる。

(平 21 規則 45・一部改正)

(資料等の提供及び展示)

第 3 条 消費生活センターに消費者安全の確保に関する刊行物等の資料を整備収集し、展示等により、消費者の利用に供するものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(消費生活相談)

第 4 条 消費生活センターに相談コーナーを設け、消費者の申出により、消費者安全の確保に関する相談及び苦情処理のためのあっせんを行う。

2 消費者安全の確保に関する相談及び苦情処理のためのあっせんは、主として消費生活相談員が行うものとする。ただし、必要に応じて他の関係機関と連携して処理を行うものとする。

(平 21 規則 45・一部改正)

(講座等の開催)

第 5 条 市長は、講座、講習会、講演会等(以下「講座等」という。)を開催するものとする。

2 講座等の講師は、必要に応じて他の関係機関に依頼するものとする。

3 講座等の開催を希望する市内に住所を有する消費者及び団体は、消費生活センター又は総務部総務課に申し込むものとする。

4 市長は、第 1 項の講座等を開催するほか、消費生活センターにおいて地域住民の生活の安全確保に資すると認められる講座等を開催させることができる。

(平 19 規則 41・平 21 規則 45・平 27 規則 20・一部改正)

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平 19 規則 41・旧第 7 条繰上、平 21 規則 45・一部改正)

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日規則第 41 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 12 月 24 日規則第 45 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宗像市消費者センター条例施行規則の規定は、平成 21 年 9 月 1 日から適用する。ただし、第 2 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 20 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年7月発行  
宗像市消費生活センター  
〒811-4183  
宗像市土穴3丁目1番45号  
☎0940 - 33 - 5454

